住所　京都市山科区西野山中鳥井町92番地36
安珠媛　昭和63年10月25日生
住所　京都市左京区高野西開町38番地1
朴沙織　平成2年2月14日生
住所　京都市北区上賀茂畔勝町58番地2
徐博昭　昭和39年10月5日生
住所　京都市右京区嵯峨野宮ノ元町37番地3
金未泰　昭和25年11月11日生
住所　京都府宇治市伊勢田町砂田6番地18
鄭恵道　昭和29年4月4日生
住所　広島市中区上八丁堀4番1－4301号
厳亭子　昭和33年2月10日生
住所　京都府八幡市川口浜38番地118
趙仁英　昭和50年2月25日生
住所　名古屋市天白区植田山2丁目507番地1
金良樹　昭和57年4月28日生
住所　横浜市港南区日野9丁目39番23号
高秀子　昭和35年8月23日生
住所　横浜市港南区日野9丁目39番23号
高京子　昭和37年5月24日生
住所　横浜市港南区日野9丁目39番23号
高宮子　昭和39年4月8日生
住所　横浜市港南区日野9丁目39番23号
高明美　昭和40年6月26日生
住所　横浜市港南区日野9丁目39番23号
高智満　昭和46年8月26日生
住所　横浜市港南区日野9丁目39番23号
高裕満　昭和47年9月27日生
住所　名古屋市天白区植田山2丁目507番地1
李譽　昭和44年1月30日生
高璐　昭和50年10月30日生
李馨逸　平成25年3月7日生
住所　愛知県岡崎市蓑川新町1丁目6番地5
于洪　昭和51年3月8日生
夏新航　平成14年5月3日生
住所　東京都足立区千住寿町28番10号
陳和寿　昭和16年5月16日生
住所　東京都足立区千住3丁目54番地
陳嘉子　昭和46年5月30日生
住所　東京都練馬区上石神井1丁目24番6－644号
陳和司　昭和43年5月1日生
住所　東京都練馬区上石神井1丁目24番6－644号
柳珺樺　昭和58年2月9日生
柳勲彦　平成27年4月13日生
住所　島根県隠岐郡隠岐の島町栄町643番地
李由美　昭和52年2月21日生
住所　東京都荒川区荒川7丁目20番1－401号
李維成　昭和49年12月10日生
金都絵　昭和57年3月3日生
住所　千葉県松戸市野菊野2番地
佟鑫　昭和54年12月30日生
住所　愛知県瀬戸市八幡台2丁目6番315号
イザウラ・ハルエ・サイトウ・ヒガキ　昭和36年10月11日生
イゴル・マサオ・ヒガキ　平成9年3月7日生
住所　京都市伏見区深草西浦町6丁目22番地
白真奈美　昭和63年3月26日生
住所　埼玉県狭山市富士見1丁目11番3号
白承平　平成3年12月12日生
住所　東京都千代田区神田神保町3丁目23番地4
呂翼東　平成4年7月20日生
住所　東京都北区滝間3丁目16番15－202号
尹早美　昭和59年9月10日生
住所　名古屋市東区泉2丁目13番14号
金大輝　平成元年10月26日生

○法務省告示第八十一号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年二月十五日

法務大臣　金田　勝年

認証紛争解決事業者の名称及び住所

企業再建・承継コンサルタント協同組合
東京都千代田区神田司町二丁目二番七号

認証年月日

平成二十九年二月一日

○外務省告示第五十五号

平成二十九年一月二十七日にコナクリで、平成二十年九月十五日に署名されたマムー小学校教員養成校建設計画のための贈与に関する交換公文の終了に関する口上書の交換が日本国政府とギニア共和国政府との間に行われた。よって、同交換公文は、同日に終了した。

平成二十九年二月十五日

外務大臣　岸田　文雄

○関東地方整備局告示第四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月十五日

関東地方整備局長　大西　亘

一　施行者の名称　長野県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十五年関東地方整備局告示第六十九号伊那都市計画道路事業三・四・六号竜東線
三　事業施行期間　自平成二十五年三月一日至平成三十一年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十五日から二週間中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十五日

中部地方整備局長　塚原　浩一

一　道路の種類　一般国道
二　路線名　三百二号
三　指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
名古屋市港区金城ふ頭一丁目一番一地内	○・○○～五四・七九メートル	○・○八八キロメートル

四　指定する期日　平成二十九年二月十五日

○九州地方整備局告示第二十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月十五日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三号及び二百十九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
熊本県八代郡氷川町高塚字一町田一五一九番一から同町大野字中ノ間八九〇番四まで	前	一八・〇〇～一〇一・八八メートル	〇・〇三九キロメートル
	後	一八・〇〇～一〇一・八八メートル	〇・〇三九キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○北海道開発局告示第十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年二月十五日

北海道開発局長　今　日出人

一　施行者の名称　北海道
二　都市計画事業の種類及び名称　旭川圏都市計画道路事業三・三・二十号永山東光線及び三・三・十一号環状一号線
三　事業施行期間　自平成二十七年八月三日至平成三十六年三月三十一日